

一般競争入札による 有料時間貸駐車場用 区有地貸付募集案内

【物件番号 2】 世田谷区桜上水三丁目 3 4 3 番
4 7, 4 8 外

令和 7 年 1 0 月

世田谷区財務部経理課

目 次

◆ 一般競争入札募集案内 P. 1

1	貸付物件	P. 1
2	入札参加資格	P. 2
3	主な契約条件	P. 2
4	入札参加申込	P. 3
5	質問及び回答	P. 4
6	入札・開札	P. 4
7	落札者	P. 6
8	入札結果	P. 6
9	契 約	P. 6
10	契約締結後の提出物	P. 7
11	貸付料の支払い方法	P. 7
12	そ の 他	P. 7

◆ 貸付契約書(見本) P. 8

◆ 物件調書・明細図 P. 13

◆ 提出書類様式

- ◇一般競争入札参加申込書兼受付書（第1号様式）
- ◇誓約書（第2号様式）
- ◇役員名簿（第3号様式）
- ◇委任状（作成例）

◆ 入札会場案内図

令和7年12月8日（月）に世田谷区が行う区有地の貸付にかかる一般競争入札については、世田谷区契約事務規則に定めるもののほか、本案内書に定めるところにより行います。

入札に参加される方は、本案内書内容をご確認のうえ、参加してください。

1 貸付物件

（１） 土地貸付物件（以下「本物件」といいます。）は、下表のとおりです。

物件 番号		土地の所在 (住居表示)	面積 (㎡)	最低貸付価格（月額） (消費税抜)
2	①	世田谷区桜上水三丁目343番47, 48 (住居表示：桜上水三丁目16番)	274.43	85,000円
	②	世田谷区上北沢一丁目736番18, 19, 22 (住居表示：上北沢一丁目20番)	170.45	
	③	世田谷区砧八丁目88番36 (住居表示：砧八丁目5番)	87.07	

（２） 消費税非課税の物件となります。

（３） 物件番号2－①は、土地の引渡しは原則として更地です。ただし、落札後、現事業者と区を通して協議することは可能です。

物件番号2－②は、土地の引渡しは更地です（現状のアスファルト舗装および東側単管パイプ柵は現事業者が撤去して引き渡します）。ただし、電気引き込みについては、落札後、現事業者と区を通して協議することは可能です。

物件番号2－③は、土地の引渡しは原則として更地です。ただし、落札後、現事業者と区を通して協議することは可能です。また、年に数回、計14日間区が使用するため、この期間はコインパーキングとしての営業はできません。

（４） 13ページ以降に物件調書を掲載しています。物件調書は、入札に参加しようとする方（以下「入札参加者」といいます。）が物件の概要を把握するための参考資料です。物件調書の明細図と現況が相違している場合は、現況を優先します。

（５） 新たに切り下げ等道路工事は必要ありません。

（６） 前面道路を破損した場合は、補修していただきます。

（７） 本物件の現地説明会は実施いたしませんので、現地の状況を確認される際は、近隣の迷惑にならないよう注意してください。駐車中の車両および周辺に十分なご配慮をお願いいたします。

2 入札参加資格

次の欠格条項に該当しない方が入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）による処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員
- (3) 世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者
- (4) 前3号に掲げる者の代理人その他の協力者
- (5) 税金等の滞納がある者
- (6) 世田谷区の実施した一般競争入札による貸付において、落札者と決定されたにもかかわらず入札に付した土地又は建物について貸付契約を締結しなかった者で当該入札の日から2年を経過していないもの
- (7) 世田谷区の実施した一般競争入札による貸付において、契約を締結したにもかかわらず契約期間中に契約を辞退した者で契約解約の日から2年を経過していないもの

3 主な契約条件

契約にあたり、特に留意していただきたい条件は次に掲げるとおりです。その他、8ページ以降の土地貸付契約書（見本）及び13ページ以降の物件調書・明細図を必ずご確認ください。

(1) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年

※貸付期間満了後、協議の上、1年ごとに最大で4回の契約更新ができます。

(2) 用途指定

本物件の使用は、自動車・自動二輪車の有料時間貸駐車場(コインパーキング)の用途に限定します

※月極駐車場、カーシェアリングについては不可。

※段差解消ステップの設置は不可。

※本物件に、飲料用自動販売機を設置することができます。(自動販売機以外の転貸は不可)

※本件土地に設置する屋外広告物は、世田谷区風景づくり条例に基づく「風景づくりのガイドライン(屋外広告物編)」の内容に配慮したものとすよう努めること。

※電気自動車充電設備(200V 充電スタンド)を設置する場合は相談に応じます。

(3) 費用負担

本物件の使用に関連して生じる駐車場整備費用、維持管理費用、保守点検費用および光熱水費等一切の費用は、落札者の負担とします。

(4) その他

落札者が契約に定める義務を履行しない時、または世田谷区が本物件を公用又は公共の用に供する必要を生じた時には、区は契約を解除することができます。

4 入札参加申込

入札の参加に当たっては、本案内書を十分ご確認のうえ申込みをしてください。受付期間、場所及び方法等は次のとおりです。（郵送・電話・ファクシミリ・電子メール等による受付は行いません。）

(1) 受付期間 令和7年11月25日（火）から令和7年11月27日（木）まで（3日間）

(2) 受付場所（来庁または電子申請（オンライン手続き）により受け付けます。）

来庁での受付の場合

世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所 東棟5階503番窓口 財務部経理課財産管理係

受付時間：受付期間中の午前9時から午後5時まで

電子申請での受付の場合

以下 URL の申請フォームにて受け付けます。

<https://logoform.jp/form/JqMJ/812986>

受付時間：令和7年11月25日（火）午前9時から令和7年11月27日（木）午後5時まで

※電子申請により参加申込を行う場合は、

別紙「電子申請サービスによる参加申込について」を
必ずご確認ください。



こちらの QR コードからも
申請フォームに進めます

(3) 申込み必要書類

	提出書類	法人	個人
①	一般競争入札参加申込書兼受付書（第1号様式）	○	○
②	誓約書（第2号様式）	○	○
③	役員名簿（第3号様式）	○	
④	全部事項証明書（現在事項証明書）	○	
⑤	身分証明書（破産者等でないことの証明書）		○
⑥	登記されていないことの証明書（成年被後見人・被保佐人等でないことの証明書）		○
⑦	印鑑（登録）証明書	○	○
⑧	納税証明書その3の3	○	
⑨	納税証明書その3の2		○
⑩	住民税納税証明書（令和6年度分及び令和7年度分3期分まで納付済のもの）		○

(注) 1 ① ②は、印鑑（登録）証明書で証明された印で押印してください。

2 ④～⑩の書類は、発行後3ヶ月以内の原本とします。

3 ④～⑩の書類は、落札できなかった場合には返却します。（電子申請の場合⑦のみ返却）

4 電子申請の場合、①・②は申請フォームでの入力、③～⑩の資料はPDF形式で申請フォームにアップロードしてください。

(4) 申込み時交付書類

申込みを受け付けた際は、次の書類を交付します。

来庁での受付の場合

- ・一般競争入札参加申込書兼受付書の写し(収受印を押印後、コピーを交付します。)
- ・入札書(第5号様式)及び入札用封筒

電子申請での受付の場合

- ・一般競争入札参加申込書兼受付書のデータ(電子申請受付内容を反映したもの)
- ・入札書(第5号様式)のデータ

※電子申請システムにより発行し、メールにて参加申込者あてにデータの発行をお知らせします。

※入札用封筒は入札参加者にてご準備いただきます。(別紙「電子申請サービスによる参加申込について」を参照してください)

(5) その他

ア 受付期間内に申込みを行わない場合は、入札に参加することはできません。

イ 電子入札ではないため、電子入札システム及び世田谷区への業者登録は不要です。(参加受付を行う電子申請サービス「LoGo フォーム」のことでありません)

ウ 入札保証金を免除します。

エ 提出された書類等は、入札参加資格の確認のため警察等関係行政機関へ提供する場合があります。

5 質問及び回答

(1) 受付期間

令和7年10月27日(月)から令和7年11月10日(月)まで

(2) 受付方法

質問はすべてメールにて受け付けます。電話、FAXでは受け付けませんので、ご了承ください。

質問受付担当：世田谷区財務部経理課財産管理係

メールアドレス：SEA02234@mb.city.setagaya.tokyo.jp

メール件名：【物件番号2】有料時間貸駐車場用区有地貸付入札の質問について

(注) 応募状況についてのお問い合わせには応じられません。

(3) 回答方法

質問及び回答は、令和7年11月17日(月)までに区ホームページにて公開します。入札参加者は質問及び回答もあわせてご確認ください。

6 入札・開札

(1) 入札、開札の日時及び場所

〔入 札 期 日〕 令和7年12月8日(月)

〔受 付 時 間〕 午前11時00分から午前11時10分まで

〔入 札 時 間〕 午前11時00分から午前11時15分まで

〔開 札 時 間〕 入札後即時開札

(入札参加申込者の入札及び傍聴申込者の入室の完了後開札)

〔会 場〕 世田谷区世田谷四丁目21番27号

世田谷区役所 東棟5階 東510会議室

※入札会場案内図は、最終ページをご参照ください。

- (注) 1 一度会場に入室すると、開札が終了するまで退出できません。
- 2 会場の都合上、入札室への入室は1入札参加者につき1名までといたします。
- 3 物件番号2、3の入札・開札は、同じ日時、会場で行います。

(2) 入札当日の必要書類等

入札当日は、次の書類に必要事項を記入・押印(必ず印鑑(登録)証明書で証明された印)のうえ、必ず持参してください。

- | |
|---|
| <p>① 一般競争入札参加申込書兼受付書(世田谷区の収受印が押印してあるものの写し又は電子申請システムから発行されたもの)</p> <p>② 入札書(第5号様式)及び入札用封筒</p> <p>③ 印鑑(登録)証明書の原本(電子申請の場合のみ)</p> <p>④ 委任状の原本(該当する方のみ/参加申込時に原本を提出していない場合)</p> |
|---|

(3) 入札書

- ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札用封筒に封入・糊付けし、所定の入札箱に投入してください。
- イ 入札金額は、月額貸付料(日本円)を表示してください。
- ウ 入札書への押印は、印鑑(登録)証明書で証明された印のみです。(委任されている場合は受任者の印)
- エ 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札に参加する資格がない者のした入札。
- イ 所定の入札書以外の様式を使用して行った入札。
- ウ 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印がないもの。
- エ 同じ物件について2通以上の入札書を提出したもので、その前後を判別できないもの、又はその後発のもの。
- オ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの。
- カ 入札書を同封せずに行った入札。
- キ 最低貸付価格に達しない金額での入札。
- ク 前各号のほか、入札条件に違反したもの。

(5) 入札の辞退

入札を辞退される場合には、入札辞退届に必要な事項を記載のうえ、入札日前日までに提出してください。

(6) 開札

- ア 開札は、入札後直ちに入札参加者立会いのもと公開で行います。
- イ 入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない世田谷区職員を立ち合わせます。

(7) 傍聴

先着で物件番号2、3併せて3名まで傍聴が可能です。傍聴を希望する方は令和7年12月1日（月）午後5時まで以下担当あてにメールで傍聴希望の旨と住所・氏名・電話番号をお知らせください。受付可否についてメールにてご連絡いたします。

傍聴受付担当：世田谷区財務部経理課財産管理係

メールアドレス：SEA02234@mb.city.setagaya.tokyo.jp

メール件名：【物件番号2】有料時間貸駐車場用区有地貸付入札の傍聴希望について

傍聴可能となった方は、入札・開札日の受付時間内に会場受付へお越しください。

事前に傍聴希望の連絡がなく当日お越しいただいた場合、傍聴の枠に空きがあり、受付時間内かつ開札が始まる前であれば傍聴可能です。

7 落札者

- (1) 落札者は、世田谷区が定めた最低貸付価格以上の額で入札をした者のうち、最高の価格をもって入札した者としてします。
- (2) 落札者となるべき同金額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない世田谷区職員にくじを引かせます。
- (3) 落札者が契約の締結に応じない場合は、落札はその効力を失い、世田谷区契約事務規則第4条の規定により、その後2年間は一般競争入札による区有財産の貸付けには参加できません。なお、落札後辞退し契約の締結に応じないこと等により入札参加停止となった者の氏名（法人の場合はその名称）等を、入札参加停止期間中、区のホームページで公表します。
- (4) 落札者が契約の締結を辞退した場合、他に最低貸付価格を超えていた二番札があるときは、二番札を入札したものを落札者とし、以降も同様とします。

8 入札結果

- (1) 開札の結果、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者が無いときは、その旨を開札に立ち会った入札者・参加者に知らせます。
- (2) 入札者が法人の場合はその名称及び入札金額を、個人の場合は「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び入札金額を区ホームページに掲載します。

9 契 約

- (1) 落札者は、令和8年1月30日（金）までに、別に定める様式の契約書により契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約は、世田谷区が落札者とともに契約書に記名押印したときに成立します。
- (3) 契約の締結後、落札者の都合により契約を解約する場合、書面にて解約の旨の意思表示を行うこととし、契約を解約した場合は、その後2年間は一般競争入札による区有財産の貸付には参加できません。この場合、納付済みの貸付料は返還しません。なお、契約を解約した者の氏名（法人の場合はその名称）等を、入札参加停止期間中、区のホームページで公表します。

10 契約締結後の提出物

落札者は、契約締結後、次の資料を本物件所管課である道路事業推進課へ提出してください。

- (1) 落札金額を物件①～③に振り分けた一覧表
- (2) 工作物等設置工事のスケジュール表
- (3) 管理体制表（設置工事中、営業開始以降）
- (4) 配置図
- (5) その他（舗装や柵等の工作物の構造図）

11 貸付料の支払い方法

貸付料の支払方法は、契約所管課である道路事業推進課と協議のうえ決定します。貸付契約締結後、区が発行する納入通知書により、区が指定する方法又は契約書に定める方法により納付していただきます。貸付料は前納していただきます。

12 その他

- (1) 契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- (2) 落札者は各年度の売上実績を毎年、道路事業推進課へ報告しなければなりません。報告内容は、年度ごとの月別の売り上げ金額及び利用台数とし、任意様式での報告とします。なお区有財産の有効活用を推進するため必要とする時は、区は承諾なしに公開できるものとします。

土地貸付契約書

貸付人世田谷区（以下「甲」という。）及び借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により土地貸付契約（以下「本契約」という。）を締結した。

（貸付物件）

第1条 甲は、その所有する次の土地（以下「本件土地」という。）を乙に貸付けるものとする。

本件土地の表示

物件 番号	土地の所在（住居表示）	面積(㎡) 別紙図面 太線枠内
①	世田谷区桜上水三丁目343番47, 48（桜上水三丁目16番）	274.43
②	世田谷区上北沢一丁目736番18, 19, 22（上北沢一丁目20番）	170.45
③	世田谷区砧八丁目88番36（砧八丁目5番）	87.07

（指定用途等）

第2条 乙は、本件土地を有料時間貸駐車場（以下「駐車場」という。）として使用しなければならない。

2 乙は、駐車場として使用するために必要な工事費、管理費その他必要な経費を負担しなければならない。

3 乙は、第1項の用途のほか、乙の負担及び責任のもと、本件土地に飲料用自動販売機を設置することができる。この場合、乙は、甲に設置の報告をするとともに、次の各号の事項を遵守しなければならない。また、乙が第三者に飲料用自動販売機の設置及び管理等を委託する場合においても、これを遵守させるものとする。

（1）自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置

- ① 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等が、使用可能な状態で常時設置されていること。
- ② 自動販売機及び飲料容器等の回収容器等の設置にあたっては、本件土地に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分に配慮するとともに、周辺の美観にも配慮すること。
- ③ 自動販売機には、住居表示（世田谷区〇丁目〇番）を明示すること。

（2）自動販売機の販売品

- ① 販売品は飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定された酒類又はその類似品を除く。）とすること。
- ② 販売品の維持管理及び補充は、乙の責任において行うこと。
- ③ 関係法令を遵守し、賞味期限の管理等、販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

（3）販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収

びん、缶、ペットボトル等を分別回収し、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

（貸付期間）

第3条 本件土地の貸付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年とする。

2 甲及び乙は、協議のうえ、本契約を期間満了後、1年を単位として4回まで更新することができることとする。

3 乙が行う附属設備等の設置及び原状回復に要する期間は、第1項の貸付期間に含むものとする。

4 物件番号③の砧八丁目88番36については、年間14日間甲が利用する。乙はその期間は、駐車場としての営業はできない。この場合の日時の詳細は、別途協議する。

(貸付料)

第4条 本件土地の貸付料は、月額〇〇〇、〇〇〇円とする。

2 前項の貸付料は当該月の1日から末日までの額までとする。1か月に満たない期間の貸付料は、当該月の日数を基礎として日割り計算した額とし、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 乙は、第1項の貸付料について、4月～6月分を3月末日までに、7月～9月分を6月末日までに、10月～12月分を9月末日までに、1月～3月分を12月末日までに、甲が発行する納入通知書により、その指定する納期限までに、その指定する場所において支払わなければならない。

4 乙は、第1項の貸付料をその納期限までに支払わないときは、世田谷区使用料等の督促及び延滞金に関する条例(昭和52年7月世田谷区条例第24号)の定めるところにより算出した額の延滞金を支払わなければならない。

5 前条第4項の甲が利用する期間については、本条第1項に定める貸付料に影響しない。

(権利金)

第5条 本契約における権利金の授受はない。

(保証金)

第6条 本契約における債務の担保として乙から甲に預け入れる保証金はない。

(費用負担)

第7条 駐車場等の運営に関連して生じる光熱水費等一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団、暴力団関係企業若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 本件土地を第2条第1項及び第3項で指定した用途以外に使用してはならない。

(2) 第2条第3項に規定する飲料用自動販売機の設置及び管理を委託する場合を除き、本件土地を転貸し、又は本件土地を使用する権利を譲渡してはならない。

(3) 本件土地の形質について、第2条第2項に規定するもの以外の変更を加えてはならない。

(4) 本件土地に建物を築造してはならない。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）による処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員又はこれらの者の代理人その他の協力者にその活動に利用させる等公序良俗に反する用に供してはならない。

(管理責任)

第10条 乙は、本件土地が区有財産であることを常に考慮し、適正に使用しなければならない。

2 駐車場等の管理及び運営については、乙が一切の責任を負うものとする。

3 本件土地の貸付期間中、乙は、本件土地の美観維持に努め、本件土地において駐車場等を管理、運営することによって生じる利用者、近隣住民等からの紛争、苦情等について一切の責任を負い、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第11条 乙は、本件土地に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(調査協力及び報告義務)

第12条 甲は、本件土地について、随時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙は、これに協力しなければならない。

2 甲は、必要があると認められるときは、乙に対し、経営及び納税状況等に関する報告を求め、又は帳簿その他の参考となるべき資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、正当な理由なくその請求を拒んではならない。

3 乙は貸付期間の売上実績を貸付期間終了後の翌月末日までに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第4条第3項に規定する貸付料支払義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第2条に規定する本件土地の指定用途遵守義務

(2) 第9条に規定する義務

(3) その他本契約書に規定する乙の義務

3 乙が次のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 第8条各号の確約に反する事実が判明した場合

(2) 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当した場合

4 前二項により本契約を解除した場合には、甲は既納の貸付料を乙に返還しない。

(解約権の留保)

第14条 甲は、乙に対して少なくとも3か月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

2 甲は、本件土地を公用又は公共用に供する必要が生じたときは、本契約を解約することができる。

(貸付料の精算)

第15条 甲は、前条の規定により本契約が解約された場合は、未経過期間にかかる貸付料を乙に返還する。

2 前項の規定により返還する未経過期間にかかる貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が本契約に基づき甲に金銭を支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺する。

(原状回復)

第16条 乙は、貸付期間の満了、解約その他の事由により本契約が終了する場合は、次の各号の定めに従い甲に本件土地を明け渡し、返還するものとする。

(1) 乙は、本契約が終了する期日までに、設置した附属設備等を自己の負担で撤去し、本件土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。

(2) 甲は、乙が前号に定める原状回復を行わない場合は、乙の承諾を得ることなく、乙の費用負担のもとに原状に回復することができる。

(3) 甲が書面により、本件土地の全部又は一部について原状に回復することを免除した場合においては、乙は甲の指示通り返還することとする。

(4) 乙が本件土地の返還を遅延したときは、乙は、遅延した期間に応じた貸付料を甲に支払うものとする。

(了解事項)

第17条 甲及び乙は、本契約が借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けないものであることを確認する。

(免責)

第18条 地震、火災、風水害等の災害その他甲の責に帰することのできない事由で乙が被った損害については、甲は、乙に対してその責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、本件土地の使用に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第20条 乙は、本件土地について、数量、品質等に関して、本契約の内容に適合しないものであっても、その不適合を理由として、履行の追完の請求、賃料の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第22条 本契約の締結から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

甲及び乙は、本件土地について上記のとおり土地貸付契約を締結したことを証するため、本契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

東京都世田谷区世田谷四丁目 2 1 番 2 7 号

甲 世田谷区

代表者 世田谷区長 保 坂 展 人

乙

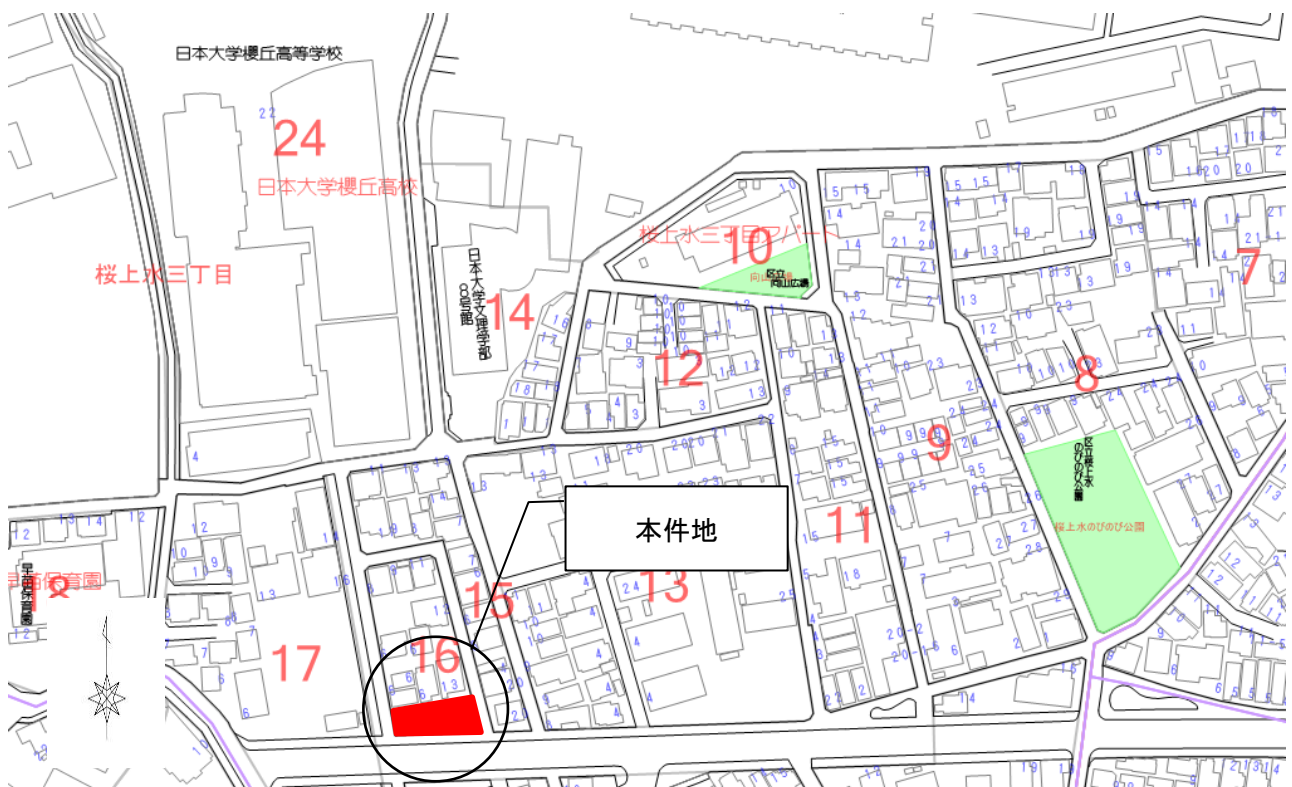
所在・地番

世田谷区桜上水三丁目 3 4 3 番 4 7, 4 8
(住居表示：桜上水三丁目 1 6 番)

貸付条件

- ・ 1 年間の一時的な貸付です。(契約期間満了後協議の上、1 年ごとに最大で 4 回の契約更新可。)
- ・ 自動車・自動二輪車の有料時間貸駐車場に限定します。月極、カーシェアリングについては不可。
電気自動車充電設備 (200V 充電スタンド) を設置する場合は相談に応じます。
- ・ 土地の引渡しは原則として更地です。ただし、落札後、現事業者と区を通して協議することは可能です。
- ・ 駐車場整備および運営管理に必要なすべての経費は事業者の負担になります。
- ・ 鉄線柵は撤去可。舗装、フェンス設置等の整備・補修が必要な場合は、事業者負担で行ってください。
- ・ 車両の出入り口は東側に限定します。
- ・ 前面道路を破損した場合は補修していただきます。
- ・ 契約終了時には、原則としてすべて原状復旧 (更地化) していただきます。
- ・ 消費税非課税物件です。

案内図



※ 本図は正確な縮尺に基づくものではありません。

※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

明 細 図 <物件番号 2-①>

所在・地番

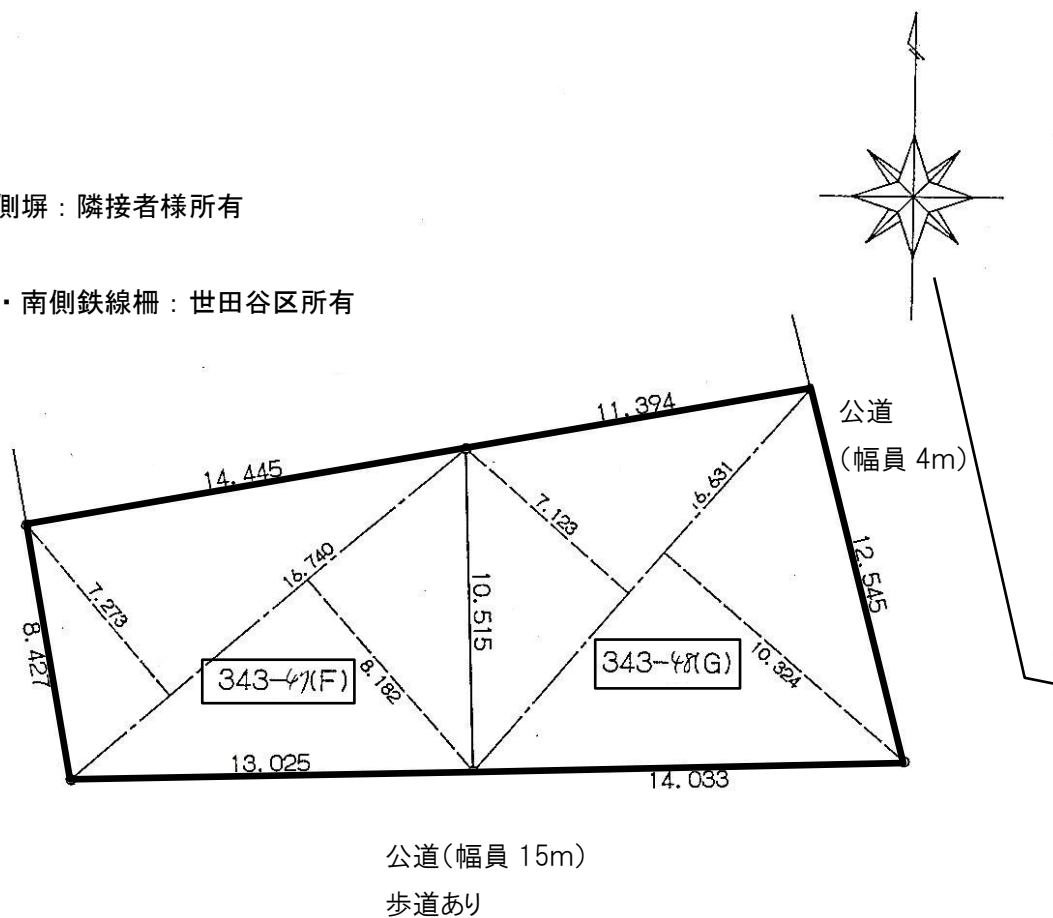
世田谷区桜上水三丁目 3 4 3 番 4 7, 4 8
(住居表示: 桜上水三丁目 1 6 番)

面積 (実測)

2 7 4. 4 3 m²

※北側塀: 隣接者様所有

※西・南側鉄線柵: 世田谷区所有



本件土地は、太線で囲んだ部分です。

※ 明細図が現況と相違している場合、現況が優先します。

所在・地番

世田谷区上北沢一丁目 7 3 6 番 1 8, 1 9, 2 2
(住居表示：上北沢一丁目 2 0 番)

貸付条件

- ・ 1 年間の一時的な貸付です。(契約期間満了後協議の上、1 年ごとに最大で 4 回の契約更新可。)
- ・ 自動車・自動二輪車の有料時間貸駐車場に限定します。月極、カーシェアリングについては不可。
電気自動車充電設備(200V 充電スタンド)を設置する場合は相談に応じます。
- ・ 土地の引渡しは更地です(現状のアスファルト舗装および東側単管パイプ柵は現事業者が撤去して引き渡します)。ただし、電気引き込みについては、落札後、現事業者と区を通して協議することは可能です。
- ・ 車両出入口は西側歩車道分離道路側に限定します。(歩道の舗装構造変更は不要、切下げは実施済みです。)また、車両の配置は、南北方向に限定します。
- ・ 北側および東側道路は通学路のため、児童の安全に考慮し、景観に配慮したガードパイプ柵等の防護柵を新たに設置してください。
- ・ 南側鉄線柵は撤去可。舗装が必要な場合は、事業者負担で行ってください。
- ・ 駐車場整備および運営管理に必要なすべての経費は事業者の負担になります。
- ・ 前面道路を破損した場合は補修していただきます。
- ・ 契約終了時には、原則としてすべて原状復旧(更地化)していただきます。
- ・ 消費税非課税物件です。

案内図



※ 本図は正確な縮尺に基づくものではありません。

※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

明 細 図 <物件番号 2-②>

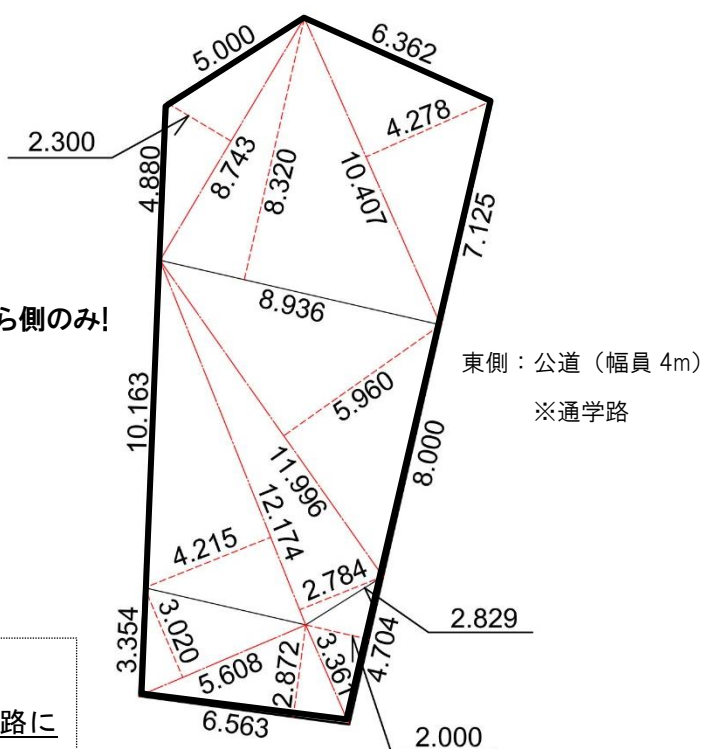
所在・地番	世田谷区上北沢一丁目 736 番 18, 19, 22 (住居表示：上北沢一丁目 20 番)
面積（実測）	170.45 m ²



北側：公道（幅員 12m）
歩道あり

西側：公道（幅員 15m）
歩道あり

車両出入口はこちら側のみ！



※車両出入口は西側歩車道分離道路に
限定

※車両出入口の指定事項

- ・横断歩道から 5 m 以上離すこと
- ・車乗り入れ箇所の延長は 7.2 m 以下
- ・車両出入口は 1 箇所のみ

本件土地は、太線で囲んだ部分です。

※ 明細図が現況と相違している場合、現況が優先します。

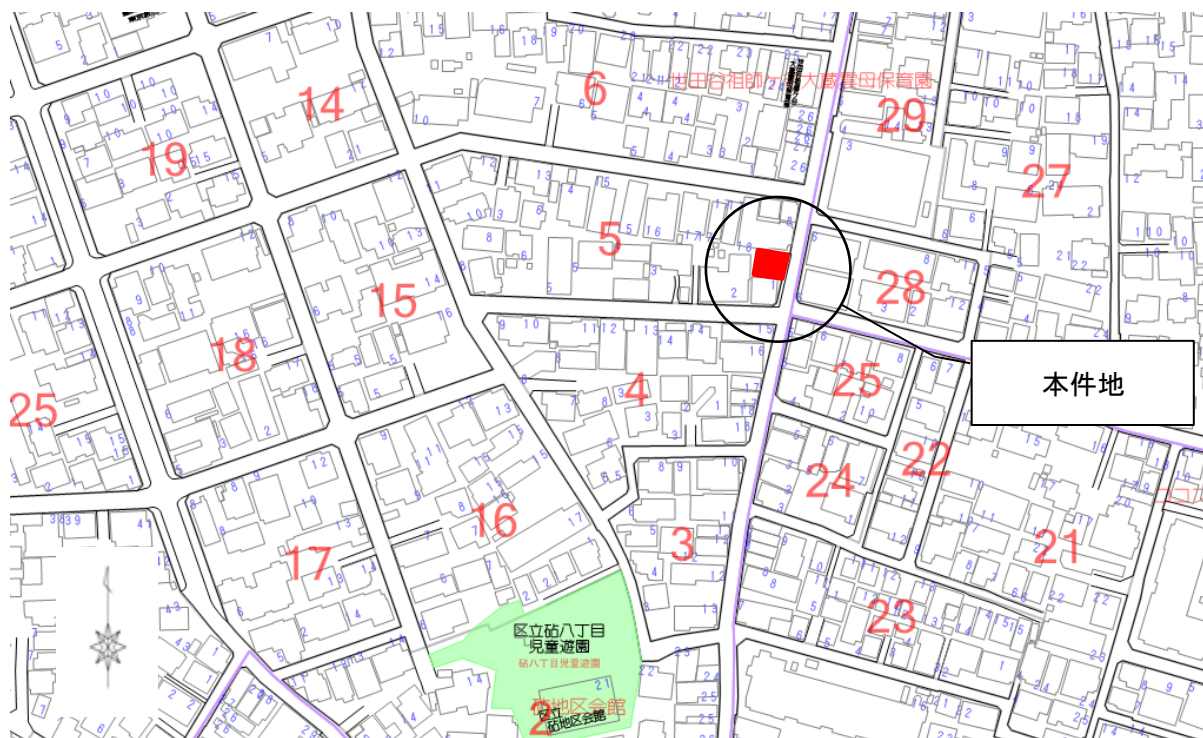
所在・地番

世田谷区砧八丁目 8 8 番 3 6 (住居表示：砧八丁目 5 番)

貸付条件

- ・ 1 年間の一時的な貸付です。(契約期間満了後協議の上、1 年ごとに最大で 4 回の契約更新可。)
- ・ 本物件は、年に数回、計 14 日間区が使用するため、この期間はコインパーキングとしての営業はできません。
- ・ 自動車・自動二輪車の有料時間貸駐車場に限定します。月極、カーシェアリングについては不可。電気自動車充電設備 (200V 充電スタンド) を設置する場合は相談に応じます。
- ・ 土地の引渡しは原則として更地です。ただし、落札後、現事業者と区を通して協議することは可能です。
- ・ 駐車場整備および運営管理に必要なすべての経費は事業者の負担になります。
- ・ 鉄線柵は撤去可。舗装の補修、フェンス設置等が必要な場合は、事業者負担で行ってください。
- ・ 前面道路を破損した場合は補修していただきます。
- ・ 契約終了時には、原則としてすべて原状復旧 (更地化) していただきます。
- ・ 消費税非課税物件です。

案内図



※ 本図は正確な縮尺に基づくものではありません。

※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

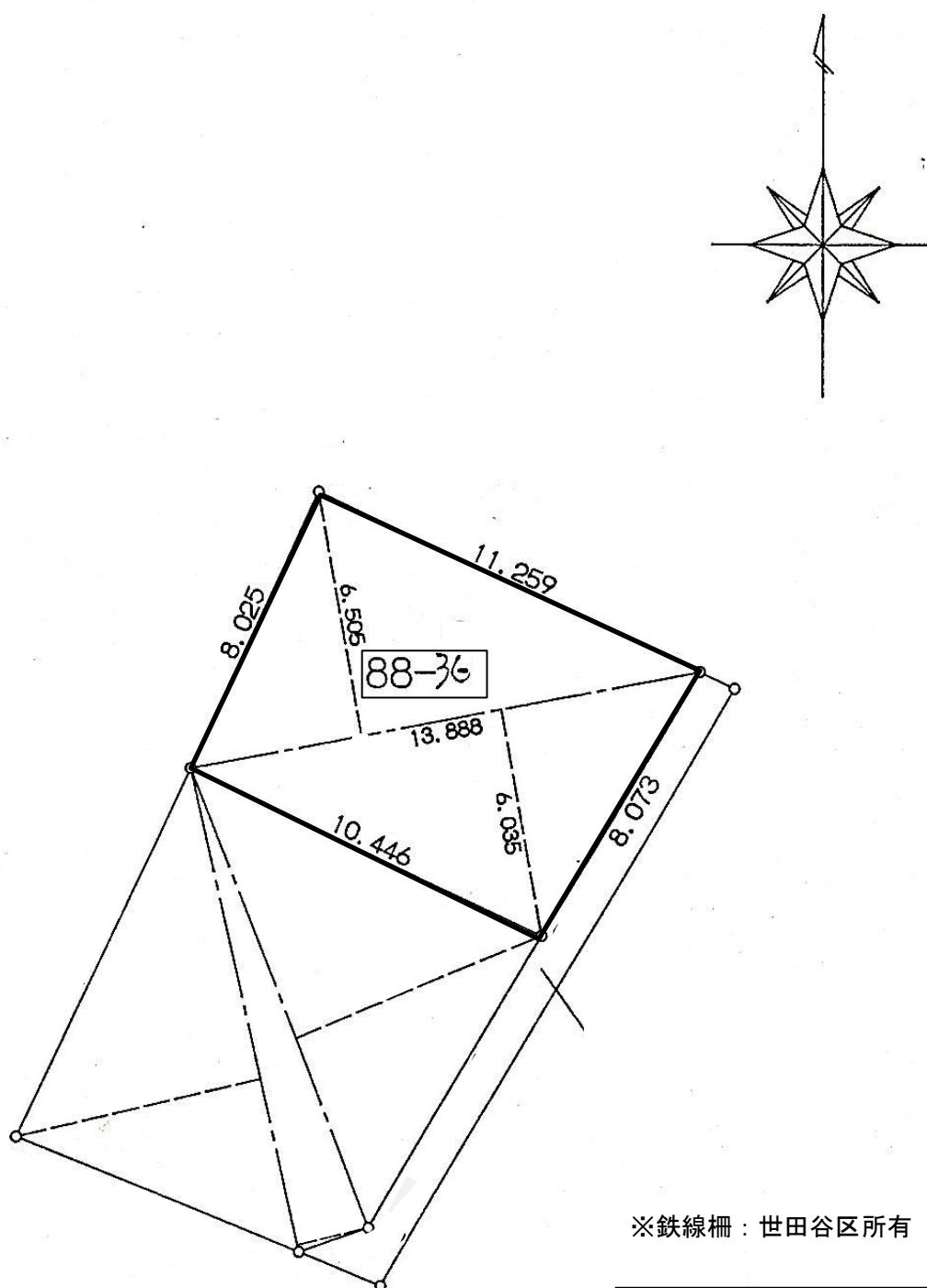
明 細 図 <物件番号 2-③>

所在・地番

世田谷区砧八丁目 8 8 番 3 6 (住居表示：砧八丁目 5 番)

面積 (実測)

87.07㎡



※鉄線柵：世田谷区所有

本件土地は、太線で囲んだ部分です。

※ 明細図が現況と相違している場合、現況が優先します。

一般競争入札参加申込書兼受付書

世田谷区長 あて

(申込者)

住所又は
所在地

氏名又は
名称

印

連絡先

(法人等の場合、担当者名等を記載)

担当部署

担当者名

連絡先

区有地等の貸付けについて、資格条件、内容等を承諾のうえ、一般競争入札への参加を申込みします。

1. 物件番号

2

2. 申込物件

有料時間貸駐車場用区有地貸付

<世田谷区桜上水三丁目343番47, 48 外>

3. 物件の所在地 (住居表示)

桜上水三丁目16番 外

受付印

記 載 見 本

第1号様式(第3条関係)

令和 年 月 日

一般競争入札参加申込書兼受付書

世田谷区長 あて

(申込者)

住所又は 世田谷区世田谷4-21-27

所 在 地

(電話番号)XX-XXXX-XXXX

印鑑登録をした印を押印してください。

個人にあっては住民登録上の住所・氏名、法人にあっては商業登記上の所在地・商号・代表者名を記載してください。

氏名又は 株式会社 世田谷商事

称

代表取締役 世田谷太郎

印

連 絡 先

(法人等の場合、担当者名等を記載)

担当部署

担当者名

連 絡 先

区有地等の貸付けについて、資格条件、内容等を承諾のうえ、一般競争入札への参加を申込みします。

1. 物件番号

2

2. 申込物件

有料時間貸駐車場用区有地貸付

<世田谷区桜上水三丁目343番47, 48 外>

3. 物件の所在地(住居表示)

桜上水三丁目16番 外

受 付 印

第2号様式(第3条関係)

令和 年 月 日

誓 約 書

下記の各事項に該当しない者であることを誓約します。

世田谷区長 あて

住所又は
所在地

氏名又は
名 称
代表者名

㊞

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)による処分を受けている団体及び当該処分を受けたことのある団体並びにその代表者及び構成員
- (3) 世田谷区暴力団排除活動推進条例(平成24年12月世田谷区条例第55号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者
- (4) 前3号に掲げる者の代理人その他の協力者
- (5) 税金等の滞納がある者
- (6) 落札者と決定されたにもかかわらず入札に付した土地又は建物について貸付契約を締結しなかった者で当該入札の日から2年を経過していないもの
- (7) 契約を締結したにもかかわらず契約期間中に契約を辞退した者で契約解約の日から2年を経過していないもの

第3号様式（第3条関係）

役員名簿

法人名：_____

所在地：_____

役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日 (和暦)	住所（住民票の住所）
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	
	()	明 大 昭 平 年 月 日	

（注）本様式には、登記事項証明書に記載されている役員（常勤役員・非常勤役員）全員の役職名、氏名、生年月日、住所を必ず記載してください。

（注）本様式の記入欄が不足する場合は、別紙を追加するなどして記載してください。

- ・代理人を定める場合は入札日までに提出すること。
- ・社員が使者として代表者名で入札を行う際は委任状は不要です。
- ・代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。

委 任 状

作成例

【代理人（受任者）】

住所又は所在地 **世田谷区北沢〇丁目〇〇番〇号**

商号又は名称 **株式会社せたがや**

私は、職・氏名 **北沢支店 支店長 世田谷太郎**

代理人
印鑑

支店長印

を代理

人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

（件名）**有料時間貸駐車場用区有地貸付＜世田谷区桜上水三丁目343番47, 48 外＞**

における

1 入札及び見積に関する一切の権限

~~2 契約の締結及び履行に関する一切の権限~~

委任する権限以外を
二重線で消す

1の権限を委任する場合は入札書の「入札者」に、
2の権限を委任する場合は契約書の「乙欄」には、
代理人（受任者）の住所、商号、職・氏名等を
記載、押印してください。

委任状作成日を記入

令和 年 月 日

世田谷区長 あて

住所又は所在地

世田谷区世田谷〇丁目〇〇番〇号

商号又は名称

株式会社せたがや

代表者氏名

代表取締役社長 世田谷花子

代表者印
印

印鑑登録をした印

（「一般競争入札参加申込書兼受付書」の印と同一の印）

委任状

【代理人（受任者）】

住所又は所在地

商号又は名称

私は、職・氏名 印鑑 を代理
人と定め、下記の権限を委任します。

代理人
印鑑

を代理

委任事項

(件名) _____ における

- 1 入札及び見積に関する一切の権限
- 2 契約の締結及び履行に関する一切の権限

令和 年 月 日

世田谷区長 あて

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

入札会場案内図

世田谷区役所庁舎案内図

(入札参加申込)世田谷区役所 東棟5階503番窓口 財務部経理課財産管理係

(入 札 会 場)世田谷区役所 東棟5階 東510会議室



交通手段

- ・世田谷線 松陰神社前駅 徒歩 5 分
- ・バス 世田谷区民会館(渋谷駅・五反田駅・等々力操車所・梅ヶ丘駅～世田谷区民会館)
- ・バス 世田谷区役所入口(渋谷駅～上町駅・用賀駅・祖師ヶ谷大蔵駅・成城学園前駅西口・調布駅南口)